

2019年9月11日

ワシントンホテル株式会社

代表取締役社長 内田 和男

問合せ先： 総務人事部 052-745-9030

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社は、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼度を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めてゆく所存でおります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【補充原則 1-2②】

現在は、招集通知を1週間前に送付しており、株主総会後に計算書類を自社のウェブサイトに掲載しております。

今後は、招集通知の発送を2週間前までに行い、招集通知に記載する情報は、招集通知を発送するまでの間にTDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表いたします。

##### 【補充原則 1-2④】

当社は、2019年3月末時点で海外への事業展開を行っておらず、また外国人投資家比率が0%であることから、現在は招集通知等の英訳ならびに英語による情報開示を行っておりません。今後の英語での情報開示については、海外投資家比率の傾向を踏まえ、必要に応じて検討いたします。

##### 【補充原則 1-2⑤】

当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、名義株主に代わって株主総会に出席し、自らの議決権の行使などを行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、信託銀行等との協議を通して検討を行ってまいります。

##### 【原則 2-5】

当社は、内部通報に係る社内規程を策定し、内部通報窓口を設けています。

内部通報窓口の存在は、各事業所に掲示し、電話等により通報できる体制を整えています。  
また、刷新したマナーハンドブックにも内部通報窓口を掲載し、さらに全社員に周知するよう努めております。  
さらに、取締役会から指名を受けたコンプライアンス担当役員が、内部通報体制の運用状況について確認を行うとともに、必要に応じて取締役会へ運用状況の報告を適宜行ってまいります。

### 【補充原則 2-5①】

当社は、現状では「経営陣から独立した窓口」の設置がないため、今後は社外弁護士を窓口とする外部通報窓口を設置し、監査等委員会でその内容を共有し取締役会に対策を求めるようにするなど、内部通報の体制整備を行ってまいります。

情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律については、「コンプライアンス規程」にて定め、周知を図っております。

### 【補充原則 3-1②】

当社は、2019年3月末時点で海外への事業展開を行っておらず、また外国人投資家比率が0%であることから、現在は招集通知等の英訳ならびに英語による情報開示を行っておりません。今後の英語での情報開示については、海外投資家比率の傾向を踏まえ、必要に応じて検討いたします。

### 【補充原則 3-2①】

(i) 外部会計監査人候補の選定及び外部会計監査人の評価に関する基準の策定につきましては、今後、監査等委員会にて検討してまいります。

(ii) 当社監査等委員会は、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況及び結果の報告に基づき、その独立性と専門性の有無について確認を行っています。

### 【補充原則 4-1③】

当社では、取締役（監査等委員である取締役を含む）の中から能力・経験・資質を勘案して、ふさわしい人材を代表取締役に選出しており、毎年の株主総会後の取締役会の中で諮り決議しております。

また、役員を含む幹部には、多様な経験（営業、管理部門）に加え、担当業務にかかわらず、できるだけ会社全般に関する全体情報に触れさせながら、広い範囲で疑似体験できるように努めております。

外部機関で行った人材サーベイも参考にしながら、さらに外部研修や業務範囲の拡大を通じての経験を積ませて育成してまいります。

今後につきましては、取締役会の中で上記の取り組みも含め後継者計画を共有、協議し、運用を監督してまいります。

### 【原則 4-2、補充原則 4-2①】

当社取締役会では持続的な会社の発展のため、経営陣幹部により財政の健全化、事業の拡大等を目的と

した提案を受け、社外の独立役員を交え客観的・多角的に検討を行っております。

経営陣の報酬については、硬直的にならぬよう会社業績を踏まえつつ決定しておりますが、今後は、中長期的な業績と連動する報酬や、譲渡制限付株式報酬の導入等を検討してまいります。

### 【原則 4-3】

当社では、業務執行取締役や執行役員の人事評価は、会社の業績や経営内容、役割や果たすべき責任に基づき決定されています。

また、関連当事者との利益相反取引が生じる場合には、取締役会にて取引前の審議・承認を行い、その取引の状況等につきましては四半期に一度、報告・確認を行うことになっています。

今後は、適時かつ正確な情報開示並びに内部統制評価に関する進捗状況について担当役員が確認を行い、取締役会へ報告を行ってまいります。

### 【補充原則 4-10①】

当社は、取締役・監査役候補者の指名については、独立社外取締役を含む取締役会において決定しております。また、報酬の決定についても、株主総会で決議された報酬総額の枠内で独立社外取締役を含む取締役会において決定しております。そのため、当社は、法定の機関である取締役会が適切に機能していると考えておりますが、今後は取締役の指名・報酬につきましては、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会等の設置並びに活用を検討してまいります。

### 【補充原則 5-1②】

当社は、総務人事担当部門が経理担当部門・経営企画担当部門と連携し、株主との対話促進に努めております。

今後は、経営企画担当部門が IR 活動を統括し、IR 活動に関して適宜、経理担当部門・総務担当部門と有機的に連携し、株主との対話促進に努めてまいります。

また、業績、財務状況、将来ビジョンについて、公平、迅速かつ解りやすい情報開示に努め、IR の基本方針と姿勢を IR ポリシーとして公表してまいります。

さらに、「内部情報管理およびインサイダー取引防止規程」を定め、株主・投資家との対話に際しては、IR ポリシーに則り、インサイダー情報を管理してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

### 【原則 1-4】

当社の政策保有株式は、取引先等との関係の維持・強化、発行会社との強固な信頼関係の形成を目的に当社企業価値の向上につながるものを対象としています。

保有の是非については適宜、経済合理性の検証を行い、企業価値の向上に資しないと判断した場合は、順次売却します。

政策保有株式の議決権行使にあたっては、発行会社の株主価値に資するか否か、また、当社の企業価値向上にもつながっているか等を総合的に勘案し、適切に議決権を行使いたします。

**【原則 1-7】**

当社は、「取締役会規程」及び「関連当事者等取引管理規程」において、競業取引または当社との自己取引を行った場合には、遅滞なくその取引に付き重要な事実を取締役に報告しなければならない旨を定めております。

**【原則 2-6】**

当社は、従業員への福利厚生制度の一環として企業型確定拠出年金制度を設けており、制度運営を行っておりますが、確定拠出年金制度における運用については、加入者である従業員が自ら、運営管理機関に対して指図を行うものであり、運用に伴うリターンおよびリスクもまた、加入者である従業員が自ら負担するものであります。

そのため、当該企業年金について、当社がアセットオーナーとしての立場で企業年金の積立金の運用に関与することはなく、またそのような計画もございません。

**【原則 3-1】**

(i) 経営理念や経営方針、経営計画は、今後作成する IR サイトにて開示する予定です。

(ii) 当社ホームページ上に、コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方を示す予定です。また、本報告書を定期的に提出し、開示する予定です。

(iii) 定時株主総会において承認された取締役の報酬額の枠内において、取締役会の承認により決定しております。報酬は、会社業績を踏まえ決定しております。賞与は、各期の業績を基本とし、従業員とのバランス、他企業の動向、過去の支給実績等から総合的に決定しております。

(iv) 当社は、取締役および監査役候補者の選任においては、それぞれの人格および知識・経験・能力等を十分考慮し、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する資質をそなえ、その職務と責任を全うできる適任者を選任することを方針としております。

(v) 当社は、監査等委員候補者の選任理由を、株主総会招集通知に記載しております。また、個々の取締役候補者の選任理由についても、定時株主総会の参考書類の中で当該候補者の経歴および選任理由を示して、役職にふさわしいことを開示しております。

**【補充原則 4-1①】**

当社は、「職務権限規程」を定め、意思決定を行う機関および担当者を明確にし、取締役会、代表取締役社長、各担当部門長等それぞれの決裁基準に基づき、業務執行を行っております。

また、審議する機関として経営会議を設けており、議長である社長と、常勤取締役、常勤監査等委員、および執行役員を構成員として、経営戦略や業務執行に係る重要事項を審議しております。

## 【原則 4-9】

会社法および東京証券取引所が定める基準と、以下の当社基準を満たしていることに加え、経営全般に関する豊富な識見を有し、客観的な指摘や有益な助言により、当社の経営の監視、監督面で期待することができる者を独立社外取締役の候補者として選定しております。

## 《独立役員選任基準》

1. 当社と業種を異にする会社において、経営を行う立場にあった経歴を有する者であること。
2. 他の独立社外取締役と別業種の経歴を有する者であること。
3. 現在または過去において、当社および当社の子会社において業務執行者であった者でないこと。
4. 当社の上位 10 位以内の大株主（大株主が法人である場合、現に所属している者）でないこと。
5. 直近 3 会計年度において、年間のグループ間での取引額が相互にその連結売上高の 2 % 以上の取引先およびそのグループに現に所属していないこと。
6. 直近 3 会計年度において、当社から役員報酬以外に年間平均 1,000 万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、会計監査人または顧問契約先（法人である場合は、現に所属している者）でないこと。
7. 上記 4～6 の団体または取引先に所属していたことがある場合、当該団体または取引先を退職後 3 年以上が経過していること。

## 【補充原則 4-11①】

当社は、定款で取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数の上限を 12 名と定めております。取締役候補者の選任においては、それぞれの人格および知識・経験・能力等を十分考慮し、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する資質をそなえ、その職務と責任を全うできる適任者を選任することを方針としております。

また、当社の業務に精通した「常勤取締役」と当社と業種の異なる企業経営に携わり、豊富な経験を持ち合わせた「社外取締役」を組合せることで、取締役会全体として、知識・経験・能力をバランス良く備えた構成となるよう心がけております。

## 【補充原則 4-11②】

社外を含む、取締役（監査等委員を含む）の兼務状況については、株主総会招集通知、有価証券届出書、有価証券報告書および本報告書において開示を行います。

社外取締役 3 名のうち 2 名は、当社グループ以外の会社において役員を兼任しておりますが、その他の取締役については、当社グループ以外の会社の役員を兼任しておらず、当社における役割・責務を忠実に全うできる状況にあると考えております。

また、監査等委員 3 名のうち 1 名は、当社グループ以外の会社において役員を兼任しておりますが、兼務の状況については合理的な範囲であり、当社の業務に専念できる体制であると認識しております。

【補充原則 4-11③】

当社は、今後、監査等委員会および取締役会事務局である総務人事部門を実施主体とし、全取締役・監査役を対象とした以下の項目に関する個別アンケートを通じて取締役会の実効性の評価を実施してまいります。

- ・取締役会の規模・構成
- ・取締役会の運営状況（開催頻度、議題設定、資料の内容、議案の審議状況等を含む）
- ・社外取締役への情報提供

なお、取締役会全体の実効性に関する分析・評価の結果の概要につきましては、当社ホームページ上にて開示してまいります。

【補充原則 4-14②】

当社は、取締役・監査役に期待する役割が適切に果たされるべく、取締役・監査役に対し、職務遂行に必要な販売・財務会計等に関する情報を適切かつ適時に提供し、意見交換を実施しております。

また、社外役員を含め全役員に対して、取締役会の審議の充実を図るため、経営執行会議に関する資料の事前配布・説明を行うほか、経営陣幹部との意見交換を実施するなど当社事業に対する理解を促進する機会を継続的に提供し、社外役員との意見交換を実施しております。

なお、当社は、必要に応じ、役員に関する法的義務・責任等の説明を実施します。

【原則 5-1】

当社は、総務人事担当部門が経理担当部門・経営企画担当部門と連携し、株主との対話促進に努めております。

今後は、経営企画担当部門が IR 活動を統括し、IR 活動に関して適宜、経理担当部門・総務担当部門と有機的に連携し、株主との対話促進に努めてまいります。

また、業績、財務状況、将来ビジョンについて、公平、迅速かつ解りやすい情報開示に努め、IR の基本方針と姿勢を IR ポリシーとして公表してまいります。

さらに、「インサイダー取引防止規程」を定め、株主・投資家との対話に際しては、IR ポリシーに則り、インサイダー情報を管理してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)丸栄	1,433,520	14.20
藤田観光(株)	1,061,280	10.51
(株)名古屋銀行	503,000	4.98
(株)みずほ銀行	503,000	4.98
(株)三菱 UFJ 銀行	503,000	4.98
日本生命保険相互会社	495,000	4.90
明治安田生命保険相互会社	440,000	4.35
(株)近藤紡績所	316,800	3.13
名古屋中小企業投資育成(株)	297,000	2.94
朝日生命保険相互会社	275,000	2.72

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

<p>大株主の状況は、2019年3月31日現在の株主名簿によるものです。（所有株式数割合は小数点以下第3位切り捨て）</p> <p>割合は自己株式を控除して計算しております。</p>
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特記すべき事項はございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小泉 昌彦	他の会社の出身者							○				
市原 新吾	他の会社の出身者											
小島 浩司	公認会計士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他



会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小泉 昌彦		—	事業法人の経営者としての豊富な知識・見識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役を選任しております。
市原 新吾	○	—	事業法人の経営者としての豊富な知識・見識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役を選任しております。 また、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
小島 浩司	○	小島浩司氏が代表社員を務める監査法人東海会計社は、2010年3月期における当社の会計監査人及び2011年3月期から2017年3月期まで当社の会計参与を務めておりました。 小島浩司氏は2010年3月期の当社の監査報告書に同監査法人の担当代表社員として署名をしておりますが、2011年3月期以降は当社に関わる業務に関与しておらず、また現在は同監査法人との間に取引関係、利害関係はございません。	公認会計士及び税理士として高度かつ専門的な知識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役を選任しております。 また、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

社内取締役である監査等委員は、当社内の過去の経歴において事業所の総支配人や総務人事部長を経験してきたことから、社内業務については十分に精通しているため、補助スタッフを配置していません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人（太陽有限責任監査法人）からその職務の執行状況について報告を受け、意見及び情報の交換を行う等、緊密な連携を図っております。

また、内部監査部門より内部監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況について報告を受けるほか、必要に応じて内部監査への立会い、内部監査計画の変更、追加監査及び必要な調査等について、内部監査部門に勧告または指示を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			—			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			—			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

補足説明

—

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

—

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における取締役及び監査等委員の報酬等の決定に関しましては、社内規程等において決定に関する基本方針を定めておりませんが、基本報酬においては、会社への貢献度、在籍年数等を総合的に勘案し決定しております。また、役員賞与については、会社の業績見通しに応じ決定しております。

取締役及び監査等委員の報酬等の決定に関しましては、株主総会において決議された支給限度額の範囲

で、取締役については取締役会、監査等委員においては監査等委員会で決定しております。また、役員退職慰労金については内規に基づく支給としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、事前に社外取締役に必要に応じ資料を送付し、説明を行っております。また、社外取締役から補助を要求された場合は、総務人事部が対応して各種情報収集・調査を行うようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査等委員会設置会社を採用しており、監査等委員会は社外取締役2名を含む3名で構成しております。現制度はその機能を果たしていると判断しており、取締役会と監査等委員会により、業務執行の監督及び監視を行っております。

(i) 取締役会

当社の取締役会は、取締役10名(うち社外取締役3名)で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定すると共に各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

(ii) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員3名(うち社外取締役2名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外取締役は、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施していただくこととしております。

また、当社は監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門である監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤監査等委員1名を選定しており、当該常勤監査等委員を中心に取締役、管理部門等の内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集・監査環境の整備に努めております。

(iii) 会計監査人

当社は会計監査人として太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

(iv) 経営会議

経営会議は、当社代表取締役社長、取締役、執行役員並びに事務局等のその他代表取締役社長が指名する者で構成しており、毎月1回定期的に開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、取締役及び執行役員が業務執行を行うにあたり、業務に関する重要事項の協議、報告を行っております。

(v) 監査室

当社は経営診断の見地から、当社の財産及び業務を適正に把握し、経営の合理化ならびに能率の増進に寄与するとともに、意思疎通の実をあげ、あわせて各業務相互の連絡調査につとめることを目的として、他の業務部門から独立した代表取締役社長の直轄の組織として監査室を設置しております。監査室は、専任の監査室室長1名及び監査担当者1名で構成されております。監査室においては、会計や業務の適正性などの当社及び関係会社の業務全般についてについて内部監査を行っております。また、内部監査の実施にあたっては、年度初に監査方針案及び監査計画書案を立案し、代表取締役社長の承認を得ております。内部監査の結果は代表取締役社長に報告し、代表取締役社長からの改善指示を被監査部門責任者に通知し、改善指示書兼改善報告書の作成・報告について指示・フォローアップを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における企業統治は、取締役会、監査等委員会で実施しており、迅速な意思決定と業務執行機能の分離を行うため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、可能な範囲で早期発送に取り組みます。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、集中日を避けるよう留意します。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は株主・投資家、取引先、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーに対して、当社に対する理解を促進し、重要な情報の公正かつ適時・適切な開示を行います。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	—	—
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	決算発表時等、定期的な開催を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	—	—
IR 資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイト内に IR ページを設置し、決算情報及び適時開示資料を掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「自主行動基準」を定めており、お客様、株主、お取引先様、地域社会、働く人といったステークホルダーの立場を尊重し経営を行うことで、ステークホルダーから信用を得られるよう努めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	事業活動を通して環境負荷の低減に努めるとともに、お客様と一体となった活動を推進します。企業市民としての務めを果たしてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社コーポレートサイトへの掲載、及び適時開示を通じて、各ステークホルダーに対して迅速、正確かつ公平に情報開示を行ってまいります。
その他	—
実施していない	—

## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。

(i) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 法令及び定款、社会規範・倫理の遵守とその意識の向上が重要であることを認識し、「経営理念」、「自主行動基準」ほか必要な諸規程を定め、必要な諸規程については子会社にも適用し、本体制の整備と適切な運営に努める。また、必要に応じ弁護士や会計士等外部の専門家に助言を求めたうえで、諸規程の制定や改廃を行う。

イ. 取締役は、業務執行状況を原則として毎月開催する取締役会に報告して情報共有化及び意見交換をすることにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。

ウ. 監査等委員会は、定期的、随時に取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行につき法令及び定款に違反する重大な事実がないか、また取締役会等の経営判断につき取締役（監査等委員である取締役を除く）の善管注意義務・忠実義務の観点から不当な点がないかを監査する。

エ. 代表取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙・推進活動及びコンプライアンス体制の運営・監視に努める。

オ. 内部監査部門として各機関から独立した監査室を置き、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の各業務執行部門を対象に定期的に監査を行い、代表取締役社長、監査等委員会にその結果を報告する。

カ. 法令及び定款、社会規範・企業倫理に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社及び子会社の全使用人を対象に、通報者の保護を徹底した通報窓口を設置し、この充実を図る。

(ii) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役会及び経営会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他「職務権限規程」「稟議規程」に基づき決裁された重要な情報については、法令若しくは「文書管理規程」に則り適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要な期間閲覧可能な状態を維持する体制を整備する。その他の重要文書についても、同規程に則り、閲覧、謄写可能な状態で各主管部門が管理・保管する。

イ. 「個人情報管理規程」「機密情報管理規程」「情報システム管理規程」を整備し、重要な情報の安全性を確保する。

(iii) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理が経営の重要課題であることを認識し、「コンプライアンス規程」を整備し、個々のリスクについての管理責任者を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

(iv) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
「職務権限規程」「稟議規程」によって取締役の職務権限と担当業務を明確にし、機関相互の適切な役割分担と連携を図ることによって効率化を推進する。

(v) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
ア.子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社業務執行役員は、子会社の取締役より、子会社の職務執行及び業務の状況について定期的に報告を受ける。

イ.当社子会社管理

「関係会社管理規程」を制定し、当社総務人事部を当社子会社管理の主管部門として、関係部署と協力しながら以下の事項について当社子会社の管理を行う。

- (1)当社子会社の経営状況の把握
- (2)当社子会社における内部統制システムの整備・運用
- (3)当社子会社の重要なリスクの把握

(vi) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人(以下、「監査補助者」という。)を置くことを求めた場合における監査補助者に関する事項、監査補助者の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性確保及び監査等委員会の監査補助者に対する指示の実効性確保に関する事項

ア.監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から専任の監査補助者を任命する。

イ.監査補助者の業務遂行に関しては、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人から指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員会及び監査等委員の職務に関し、監査補助者の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。

ウ.監査等委員会は、監査補助者より、業務の状況について定期的に報告を受ける。

(vii) 当社取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会への報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア.代表取締役社長と監査等委員会とは、信頼関係の構築と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。

イ.当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに子会社の監査役は、監査等委員会の求めに応じて当社の業務執行状況について報告する。

ウ.当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに子会社の監査役は、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。



エ.監査等委員の職務の適切な遂行のため監査等委員会が求めた場合には、外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

オ.当社及び子会社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。

(viii) 前項の報告者が報告を理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を規程等に定める。

(ix) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員会及び監査等委員の職務執行によって生じた費用又は債務につき、当該職務執行に必要でないことが証明された場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力対策規程」を制定し、基本姿勢については、当社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力とかわかることは、いかなるかたちであっても絶対にあってはならないと定めております。

なお、取引業務にあたり、新規取引を行う場合は、「反社会的勢力との取引防止マニュアル」に基づき、インターネット検索、日経テレコン（必要に応じて暴力追放運動推進センターへの調査依頼、弁護士への相談、警察への相談等）により、反社会的勢力チェック（以下、「反社チェック」）を実施し、反社チェック結果をもとに、総務人事部長は取引の許可、不許可を判断することとしております。加えて、既存取引先についても、1年に1度反社チェックを実施することとしております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

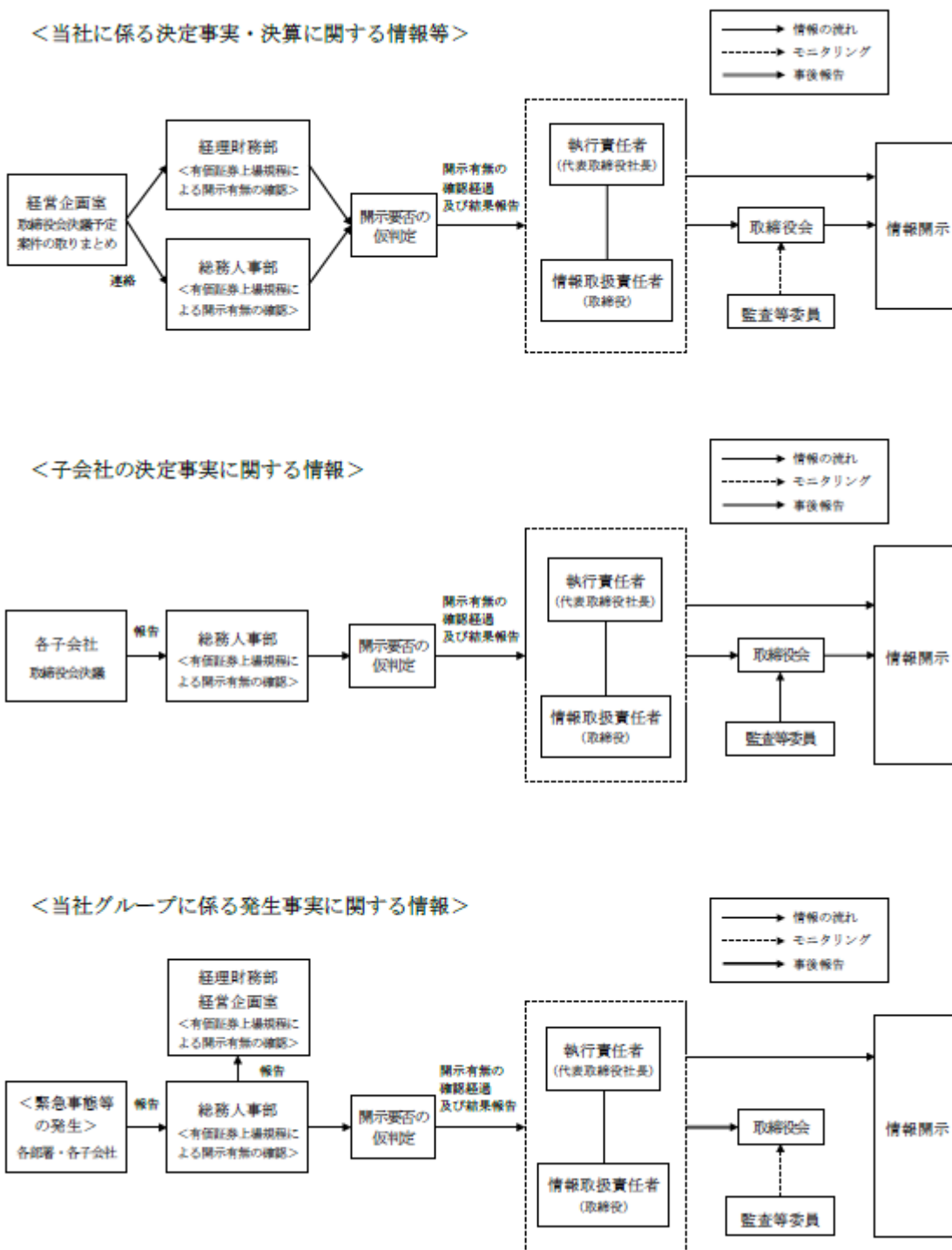
買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—
---



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上